

専用サービス契約約款 【現改比較表】 2020年3月2日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 一般専用サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(9) (略)	(略)

料金表

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 一般専用サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～(9) (略)	(略)
(10) <u>加算料の適用</u>	<p><u>ア 当社は、その専用回線の提供にあたり、接続料（他社接続回線（協定事業者が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社となるものに限り、）の利用にあたり協定事業者との相互接続協定等により当社が協定事業者を支払う料金とします。以下第1類において同じとします。）を要するときは、2-2に規定する加算料を適用します。</u></p> <p><u>イ 当社は、加算料について、接続料に基づいて算定するものとし、接続料の改定があったときは、加算料を再算定します。</u></p> <p><u>ウ 当社は、イの加算料の再算定により加算料の額が増加又は減少した場合、増加又は減少後の加算料は、改定後の接続料が適用される日の属する当社の会計年度の初日から適用するものとします。</u></p>

～2020年3月31日

2020年4月1日～

2 料金額

2-2 加算額

引込線の部分が4線式のとき。

基本回線専用料又は分岐回線専用料

月額

料金種別	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)

工 専用契約者は、イ及びウの規定により当社が改定後の料金を適用することについて、あらかじめ承諾していただきます。

2 料金額

2-2 加算額

(1) 引込線の部分が4線式のとき。

基本回線専用料又は分岐回線専用料

月額

料金種別	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)

(2) 接続料を要するとき。

加算料

月額

品 目			単 位	料 金 額
<u>帯 域</u>	<u>自 由</u>	<u>3.4kHz</u>	<u>専用回線1回線ごとに</u>	<u>11,000円</u>
	<u>品目</u>	<u>利用</u>		
			<u>3.4kHz(S)</u>	<u>専用回線1回線ごとに</u>
<u>目 的</u>	<u>音声伝送</u>		<u>専用回線1回線ごとに</u>	<u>11,000円</u>
	<u>利用</u>			

～2020年3月31日	2020年4月1日～
-------------	------------

<p>第2 臨時専用契約に関するもの</p> <p>基本回線専用料、分岐回線専用料、分岐料 日額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>その専用回線を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1</p> </div> <p>第2類 高速デジタル伝送サービスに関する専用料</p> <p>第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(19) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(20) 加算料の適用</td> <td>ア (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(19) (略)	(略)	(20) 加算料の適用	ア (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"><u>符号品目</u></td> <td style="width: 25%;"><u>50b/s</u></td> <td style="width: 25%;"><u>専用回線1回線ごとに</u></td> <td style="width: 25%; text-align: right;"><u>9,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>(9,900円)</u></td> </tr> </table> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 当社は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に限り、この料金額を適用します。</u></p> <p><u>2 当社は、令和3年4月1日以降の加算料については、別途算定することとします。</u></p> <p>第2 臨時専用契約に関するもの</p> <p>基本回線専用料、分岐回線専用料、分岐料 <u>又は加算料</u> 日額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">(略)</p> </div> <p>第2類 高速デジタル伝送サービスに関する専用料</p> <p>第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(19) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(20) 加算料の適用</td> <td>ア (略)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>符号品目</u>	<u>50b/s</u>	<u>専用回線1回線ごとに</u>	<u>9,000円</u>				<u>(9,900円)</u>	区 分	内 容	(1)～(19) (略)	(略)	(20) 加算料の適用	ア (略)
区 分	内 容																				
(1)～(19) (略)	(略)																				
(20) 加算料の適用	ア (略)																				
<u>符号品目</u>	<u>50b/s</u>	<u>専用回線1回線ごとに</u>	<u>9,000円</u>																		
			<u>(9,900円)</u>																		
区 分	内 容																				
(1)～(19) (略)	(略)																				
(20) 加算料の適用	ア (略)																				

～2020年3月31日	2020年4月1日～
-------------	------------

<p>イ 当社は、加算料について、接続料（他社接続回線（協定事業者が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社となるものに限り。）の利用にあたり協定事業者との相互接続協定等により当社が協定事業者を支払う額とします。以下同じとします。）に基づいて算定するものとし、接続料の改定があったときは、加算料を再算定します。</p> <p>ウ～オ （略）</p>	<p>イ 当社は、加算料について、接続料（他社接続回線（協定事業者が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社となるものに限り。）の利用にあたり協定事業者との相互接続協定等により当社が協定事業者を支払う料金とします。以下この欄において同じとします。）に基づいて算定するものとし、接続料の改定があったときは、加算料を再算定します。</p> <p>ウ～オ （略）</p>
--	--

	<p>附 則（令和2年2月14日NSク第00603375号）</p> <p>この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。</p>
--	--